特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
25	価格高騰重点支援給付金に関する事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

姶良市は、価格高騰重点支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

姶良市長

公表日

令和7年8月29日

[令和7年5月 様式2]

関連情報 Ι

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 価格高騰重点支援給付金に関する事務						
	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)に基づき、住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務を行って いる。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用 法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和7年4月1日事業終 了】					
②事務の概要	2 住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事【令和7年4月1日 事業終了】 3 新たな住民税均等割非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務【令和7年 4月1日事業終了】 4 定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務 5 令和6年度住民税非課税世帯・子ども加算に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 6. 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給に関する事務					
③システムの名称	・Acrocity 給付金管理システム ・中間サーバー ・MICJET番号連携システム					

2. 特定個人情報ファイル名

価格高騰重点支援給付金に関する事務関係情報ファイル

3. 個人番号の利用

・番号法第9条第1項 別表の135の項 法令上の根拠

・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条

・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	Ε	実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠				に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第162条 第2条の表

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 長寿·障害福祉課
②所属長の役職名	長寿・障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

福祉部 長寿・障害福祉課 請求先 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

福祉部 長寿・障害福祉課 連絡先 住所: 〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111

9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		⊧満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及 3) 基礎項目評価書及	
2)又は3)を選択した評価実施されている。	施機関については、それる	ぞれ重点項目評価書又	は全項目評価書において、リス	ク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシ	ノステムを通じた入手	を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[()]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じた	た提供を除く。) [(〕]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	I]接続しない(入手) [()]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	意事項等を遵守し事務を行っている。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証と職員番号の入力によって限定しており、年度ごとに 業務上必要な職員にアクセス権限を付与をすることで、適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録し、不正なアクセスがないことを定期的に確認している。これらの対策を実施し ていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月12日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)に基づき、住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務を行っている。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務を行っている。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用」 はいち、の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 2 住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 3 新たな住民税均等割非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	保健福祉部 社会福祉課	福祉部 長寿・障害福祉課	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長	長寿・障害福祉課長	事後	組織改編に伴うもの
	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	保健福祉部 社会福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 長寿·障害福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡 先	保健福祉部 社会福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	福祉部 長寿·障害福祉課 住所:〒899-5492 姶良市宮島町25番地 電話:0995-66-3111	事後	組織改編に伴うもの
令和6年7月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第1の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預金口座の登録等に関する法律第10条	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和6年7月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別志第2の121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第59条の4	・番号法第19条第8号 ・番号利用法第十九条第八号に基づく利用特 定個人情報の提供に関する命令 第162条 第 2条の表160の項	事後	番号利用法改正に伴う変更
令和7年8月29日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)に基づき、住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務を行っている。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 2 住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務 3 新たな住民税均等割非課税世帯に対する事務 3 新たな住民税均等割非課税世帯に対する事務 3 新たな住民税均等割非課税世帯に対する事務	定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 住民税非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務[令和7年4月1日事業終了] 2 住民税均等割のみ課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事(令和7年4月1日事業終了) 3 新たな住民税均等割非課税世帯に対する価格高騰重点支援給付金の支給に関する事務[令和7年4月1日事業終了] 4 定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務[令和7年4月1日事業終了] 4 定額減税補足給付金(調整給付)の支給に関する事務	事後	法令の改正に伴う事務の追加によるもの
令和7年8月29日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	-	新規項目追加	事後	様式変更による
	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え らる対策	-	新規項目追加	事後	様式変更による